

12 両立支援等助成金

(7) 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第167号）による改正後の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第17条の2の4の規定に基づく新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コースの支給については、第1共通要領（以下「共通要領」という。なお、共通要領中「管轄労働局長」とあるのは、「雇用環境・均等局長」と読み替えるものとする。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0500 支給決定
0101 趣旨	0501 支給決定等の通知
0102 適用単位	
0200 定義	0600 返還
0201 新型コロナウイルス感染症	0601 返還
0202 有給休暇	0700 附則
0203 小学校等	0701 施行期日
0204 臨時休業その他これに準ずる措置	
0205 保護者	
0206 新型コロナウイルス感染症の病原体に 感染したおそれのあるもの	
0207 新型コロナウイルスに感染した場合に 重症化するリスクの高い基礎疾患等を有 する子ども	
0208 所定労働時間・所定労働日	
0300 支給要件・支給額	
0301 支給対象事業主	
0302 対象労働者	
0303 不支給要件	
0304 支給額	
0305 支給額の算定方法	
0306 併給調整	
0400 支給申請	
0401 支給申請書の提出	
0402 申請書類	
0403 支給申請書の受付	

0100 趣旨

0101 趣旨

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等の臨時休業等によりその小学校等に通う子どもの世話をを行うことが必要となる保護者である労働者に0202に規定する有給休暇を取得させた事業主に対して、助成金を支給することにより、雇用の安定に資することを目的とする。

0102 適用単位

助成金は、事業主単位で支給するものであり、事業所単位で支給するものではない。

法人又は個人が複数の事業、事業所を営んでいる場合であっても、当該法人又は当該個人を一事業主とする。

なお、この要領において「事業主」とは、事業の経営主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団をいう。

0200 定義

0201 新型コロナウイルス感染症

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症（COVID-19に限る。）。

0202 有給休暇

令和2年2月27日から同年12月31日までの間における以下のいずれかに該当する有給休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条に規定する年次有給休暇（※1）として与えられるものを除き、年次有給休暇を取得した場合と同等の賃金が支払われるものに限る。）をいう。

イ 小学校等のうち、新型コロナウイルス感染症に関する対応として「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和2年3月24日文部科学省公表。以下「ガイドライン」という。）等に基づき、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に規定する臨時休業その他これに準ずる措置を講じたものに就学し、又はこれを利用している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇

ロ 小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであって、次のいずれかに該当することにより、小学校等を休む必要があるもの（※2）の世話をその保護者として行うための有給休暇

（イ）新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した子ども

（ロ）新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれがある子ども

（ハ）医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども（※3）

なお、イについては、春休みなど小学校等が元々休みの日に取得した有給休暇は含まれないこと。ロについては、小学校等が元々休みの日であるか否かにかかわらず、上記の期間に取得した有給休暇が全て含まれること。

※1 船員の場合は、船員法（昭和22年法律第100号）第74条に規定する有給休暇をいう。

※2 学校の場合は、学校長が出席を停止し、又は出席しなくてもよいと認めた場合をいう。

※3 ロ（ハ）については、令和2年4月1日以降に当該子どもの世話をその保護者として行うために有給休暇を取得した場合に限る。ただし、令和2年3月以前において、0204ハに該当する場合には対象となる。

0203 小学校等

助成金において、「小学校等」とは以下に掲げる施設又は事業をいう。

- ・小学校
- ・義務教育学校（前期課程に限る。）
- ・各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）
- ・特別支援学校（全ての部）

- ・不登校の学齢児童の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設
 - ・放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）
 - ・放課後等デイサービスを行う事業（児童福祉法第6条の2の2第4項）
 - ・幼稚園
 - ・保育所
 - ・認定こども園
 - ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第9項から第12項まで）
 - ・認可外保育施設（児童福祉法59条の2第1項の規定による届出が行われた施設）
 - ・へき地保育所（へき地保育事業の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第30号））
 - ・一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）
 - ・病児保育事業（児童福祉法第6条の3第13項）
 - ・延長保育事業（子ども・子育て支援法第59条第2号）
 - ・子育て援助活動支援事業（児童福祉法第6条の3第14項）
 - ・子育て短期支援事業（児童福祉法第6条の3第3項）
 - ・児童心理治療施設（通所の用に供する部分に限る。）（児童福祉法第43条の2）
 - ・児童自立支援施設（通所の用に供する部分に限る。）（児童福祉法第44条）
 - ・児童発達支援を行う事業（児童福祉法第6条の2の2第2項）
 - ・医療型児童発達支援を行う事業（児童福祉法第6条の2の2第3項）
 - ・短期入所を行う事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項）
 - ・日中一時支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第3項）
 - ・地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号）
- ただし、障害のある子どもについては、以下に掲げる施設も含むものであること。
- ・中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）
 - ・高等学校
 - ・中等教育学校
 - ・高等専門学校（第1学年から第3学年まで）
 - ・専修学校（高等課程に限る。）
 - ・各種学校（中学校又は高等学校の課程に類する課程を置くものに限る。）
 - ・不登校の学齢生徒の学習指導を主たる目的とする教育支援センター、不登校特例校、その他民間施設

0204 臨時休業その他これに準ずる措置

次に掲げる措置をいう。

- イ 小学校等がガイドライン等に基づき、臨時休業や当該施設又は事業の利用の停止を行うこと

- ロ 地方公共団体、施設の設置者又は事業者から当該施設又は事業の利用を控えるよう依頼すること
- ハ 特定の子どもについて、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めること

0205 保護者

親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者のほか、事業主が有給休暇を取得させた場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう。）も含む。

0206 新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある子ども

発熱等の風邪症状が見られる子ども又は新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者である子どもをいう。

0207 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある子ども、透析を受けている子ども、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている子どもをいう。

0208 所定労働時間・所定労働日

イ 「所定労働時間」とは、労働契約、就業規則又は労働協約等によって労働者が勤務すべきものとして定められた時間をいう。

ロ 「所定労働日」とは、労働契約、就業規則又は労働協約等により勤務すべき日とされた日をいう。

1 所定労働日は、原則として暦日を単位とし、その日の「所定労働時間」の長短にかかわらず1所定労働日とする。また、交替制勤務等のように、「所定労働時間」が2暦日にわたる場合は、始業時刻の属する日を「所定労働日」とし、当該「所定労働時間」をその日の「所定労働時間」とする。

0300 支給要件・支給額

0301 支給対象事業主

0302 に規定する対象労働者が有給休暇の申出をした場合に、当該労働者に対して有給休暇を取得させた事業主に支給する。

また、当該有給休暇の制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいが、就業規則等に規定されていない場合であっても、有給休暇を取得させた場合には支給対象とする。

なお、年次有給休暇、欠勤や勤務時間短縮などを事後的にこの有給休暇に振り替えた場合にも支給対象とする。（ただし、事後的にこの有給休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ることが必要。）

0302 対象労働者

有給休暇を取得した雇用保険被保険者であり、支給対象事業主に雇用され、申請日時点において1日以上勤務したことがある者であること。

0303 不支給要件

イ 共通要領 0303（ただし、ロからニまでを除く。）に定めるものについては、助成金を支給しないものとする。

ロ イにかかわらず、共通要領 0702 の不支給措置がとられている事業主（共通要領 0801 イ及びロに定める金額の支払い義務を負った事業主（不正受給を行った他の事業主の役員等が申請事業主の役員等となっている場合は、当該他の事業主を含む。）である場合は、支給申請日までに当該金額の全てを支払っている事業主に限る。）については、共通要領 0303 イは適用しないものとする。

0304 支給額

対象労働者1人につき、有給休暇に対して支給対象事業主が支払った賃金の額に相当する額として厚生労働省雇用環境・均等局長（以下「雇均局長」という。）の定める方法により算定した額を支給する。

0305 支給額の算定方法

イ 支給額

対象労働者1人につき、有給休暇に対して支給対象事業主が支払った賃金の額に相当する額として0304に規定する雇均局長の定める方法により算定した額は、ロに定める日額換算賃金額に対象労働者が有給休暇を取得した合計日数を乗じて得た額（合計日数について、1日に満たない時間数については、下記ロただし書きによる上限額の調整を行う前の日額換算賃金額を1日の所定労働時間数で除した時間数換算賃金額に当該1日に満たない時間数を乗じて得た額（その額が基本手当日額の最高額（※4）を超える場合は最高額（ただし、令和2年4月1日以降に取得した有給休暇については、その額が15,000円を超える場合は15,000円））とし、対象労働者に係る合計額を支給する。

ロ 日額換算賃金額

日額換算賃金額は、各対象労働者に支払われる通常の賃金を日額換算したものであり、次のいずれかによる金額とする。ただし、当該日額換算賃金額が基本手当日額の最高額を超える場合は、最高額（ただし、令和2年4月1日以降に取得した有給休暇については、当該日額換算賃金額が15,000円を超える場合は15,000円）とする。

- (イ) 時間によって定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額
- (ロ) 日によって定められた賃金については、その金額
- (ハ) 週によって定められた賃金については、その金額をその週の所定労働日数で除した金額
- (ニ) 月によって定められた賃金については、その金額をその月の所定労働日数で除した金額
- (ホ) 月や週以外の一定の期間によって定められた賃金については、(イ)から(ニ)までに準じて算定した金額
- (ヘ) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金については、その賃金算定期間（当該期間に出来高払制その他の請負制によって計算された賃金がない場合においては、当該期間前において出来高払制その他の請負制によって計算された賃金が支払われた最後の賃金算定期間。以下同じ。）において出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における一日平均所定労働時間数を乗じた金額

※4 令和2年7月31日までは8,330円、同年8月1日以降については8,370円

0306 併給調整

同一の対象労働者の同一の期間について、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、生涯現役コース、被災者雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、安定雇用実現コース、就職氷河期世代安定雇用実現コース、生活保護受給者等雇用開発コース）、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース、若年・女性建設労働者トライアルコース）、地域雇用開発助成金（沖縄若年者雇用促進コース）、通年雇用助成金（新分野進出除く）及び両立支援等助成金（出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース（育休取得時、復帰時、代替要員確保時、復帰後支援（子の看護休暇制度制度））、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）との併給は行わない。

また、同一の者の同一の日（期間）に係る措置に対して、障害者雇用安定助成金、人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金の賃金助成に係る支給との併給は行わない。

0400 支給申請

0401 支給申請書の提出

本助成金の支給を受けようとする事業主は、共通要領0402に沿い、人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所（以下「本社等」という。）の所在する、厚生労働省から本助成金に関する要件確認等業務の委託を受けた事業者（以下「確認業務受託事業者」という。）に対し、支給申請書類を提出するものとする。ただし、雇用調整助成金の支給申請と同時に行う場合については、本社等の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という。）を経由して行うことができ、管轄労働局長が認める場合には、管轄労働局長の指揮監督する公共職業安定所の長を経由して行うことができる。

なお、効率的な申請及び審査の観点から、企業内の対象労働者全てについて1回の申請にまとめることが望ましいこと。

さらに、必要書類について原本の写しを提出する場合に、厚生労働省雇用環境・均等局又は確認業務受託事業者の求めるところにより事業主による原本証明を付すこと。

0402 申請書類

助成金の申請を行う事業主は、令和2年2月27日から同年9月30日までに取得した有給休暇については同年3月18日から同年12月28日までに、令和2年10月1日から同年12月31日までに取得した有給休暇については令和2年10月1日から令和3年3月31日までに「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース）支給申請書」（様式第1号）を、確認業務受託事業者に提出しなければならない。

支給申請書を提出する事業主は、有給休暇取得確認書（様式第2号）及び次に掲げるすべての書類の写しを添付しなければならない。

ただし、既に本助成金を受給したことがある事業主で、令和2年10月1日から同年12月31日までに取得した有給休暇について申請する場合、へ及びトについて、既に提出している内容に変更がない場合は提出を省略できること。

- イ 対象労働者が有給休暇を取得したことが確認できる書類（例：休暇申出書、休暇簿、出勤簿、タイムカード等）
- ロ 対象労働者の有給休暇について、年次有給休暇の場合と同等の賃金が支払われたことが確認できる書類（例：賃金台帳等）
- ハ 対象労働者の通常の賃金が確認できる書類（例：賃金台帳、労働条件通知書等）
- ニ 対象労働者の所定労働日や所定労働時間が確認できる書類（例：労働条件通知書、就業規則、勤務カレンダー等。シフト制又は交替制をとっている場合は、対象労働者の具体的な労働日・休日や労働時間を当該労働者に対して示した勤務カレンダー、シフト表等。）
- ホ 0202イに定める新型コロナウイルス感染症に関する対応としてガイドライン等に基づき小学校等の臨時休業等により子どもの世話を行うための有給休暇を取得した場合、小学校等が臨時休業等をしたことについて確認できる書類（例：小学校等からの臨時休業等に係るお知らせ、当該書類がない場合は小学校等の休業期間を記入した有給休暇取得確認書）
- へ 対象労働者について、対象事業主に雇用されており、申請日時点において、1日以上勤務している労働者であることが確認できる書類（例：労働条件通知書に加え出勤簿、タイムカード

等)。

ト 振込口座が確認できる書類(通帳又はキャッシュカード(申請者名、銀行名(支店名)、口座番号が分かるものに限る)。

0403 支給申請書の受付

確認業務受託事業者は、事業主から支給申請書が提出されたときは、①支給申請期間内に提出されていること、②所要の事項が記載されていること、③所要の添付書類が添付されていることを確認の上受け付けるとともに、記載内容について確認する。

支給申請書の受付について、共通要領0402によるほか、郵送(配達記録が残るものに限る。)により提出されたものについては、消印の日付が申請期間内であっても、確認業務受託事業者への到達日が申請期限を徒過していた場合には申請期間内に申請されたとは認められないこと。

②又は③の事項について不備があった場合、確認業務受託事業者は事業主等に照会・確認等を行う。確認業務受託事業者は、所要の確認等を行ったものについて、厚生労働省雇用環境・均等局に送付する。

厚生労働省雇用環境・均等局は、所要の確認・審査等を行う。

0500 支給決定

0501 支給決定等の通知

雇均局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金支給決定通知書」（両立等共通様式第1号）により、また、不支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金不支給決定通知書」（両立等共通様式第2号）により事業主に通知するものとする。

また、共通要領0702に定める不支給措置期間の通知は、「両立支援等助成金不支給措置期間通知書」（両立等共通様式第3号）により通知するものとする。

0600 返還

0601 返還

雇均局長は、助成金の支給を受けた事業主が、共通要領0801に定めるもののほか、支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合は、「両立支援等助成金支給決定取消・返還通知書」（両立等共通様式第4号）により、支給した助成金の全部又は一部に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、それを返還させるものとする。

なお、0303ロに該当する事業主が行った支給申請について不正受給を行った場合は、共通要領0801ロの規定にかかわらず、不正受給により返還を求められた額に加え、不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3分（支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5分）の割合で算定した延滞金及び当該返還を求めた額の2倍に相当する額の合計額を支払う義務を負うものとする。

0701 施行期日

イ 令和2年3月13日付け雇均発0313第2号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の制定等について」は、令和2年3月13日から施行する。

なお、令和2年2月27日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。

ロ 令和2年4月7日付け雇均発0407第1号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース）及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の改正について」は、令和2年4月7日から施行する。

なお、令和2年2月27日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。

ハ 令和2年4月15日付け雇均発0415第1号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース）及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の改正について」は、令和2年4月15日から施行する。

なお、令和2年2月27日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。

ニ 令和2年4月22日付け雇均発0422第3号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース）及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の改正について」は、令和2年4月22日から施行する。

なお、令和2年2月27日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。

ホ 令和2年6月12日付け雇均発0612第3号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース）及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の改正について」は、令和2年6月12日から施行する。

なお、令和2年2月27日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。

ヘ 令和2年9月30日付け雇均発0930第2号「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース）及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給要領の改正について」は、令和2年9月30日から施行する。

なお、令和2年2月27日以降に有給休暇を取得させた場合について遡って適用する。